

平成 30 年度 救護施設みなど寮事業計画

社会福祉法人みなど寮

1 法人の理念と基本方針、施設の目的

救護施設みなど寮は、昭和 27 年に財団法人大阪港湾作業援護協会から「更生施設みなど寮」の運営を継承したのを契機に、現在まで保護施設として事業を行ってきました。途中、昭和 60 年に建物の老朽化、社会的ニーズの変化、利用者の高齢・重度化等に対応するため、河内長野市内の現在地へ建物を移すと同時に、施設種別を更生施設から救護施設に変更して現在に至っています。近年では、保護施設通所事業や居宅生活訓練事業など、救護施設からの退所に向けた事業に加え、就労準備支援事業、認定就労訓練事業など生活困窮者の自立を支援する、いわゆる「第 2 のセーフティネット」としての機能も拡充し、循環型の施設としてさまざま理由で経済的に困窮している人々を総合的に支援できるようになっています。

【法人の理念】

1. 利用者一人ひとりの人格・人権を尊重し、自立支援を旨として社会福祉の増進に努めます。
2. 利用者本位の立場に立ち、常に笑顔でサービス提供し、顧客満足を追求します。
3. 「福祉の情報発信源」「地域交流の場」として地域福祉の拠点となり、社会貢献に尽くします。

【法人の基本方針】

1. 積極的な情報公開を行い、透明性のある運営を行います。
2. 法令遵守に徹し、個人情報保護に努めます。
3. 職員は常に目標・ビジョンを持ち、継続的に業務改善に真摯に取り組み、自己改革・自己実現を目指します。
4. 社会福祉法人としての専門性を生かし、常に「well being」を実践しつづけます。

【目的】

原則として、経済的に困窮し、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者について、保護の実施機関より措置委託を受けて支援します。

さらに、保護施設通所事業や居宅生活訓練事業などにより救護施設からの退所に向けた支援を行う他、就労準備支援事業、認定就労訓練事業などを通じて、生活自立と就労支援に取り組み、地域における循環型セーフティネット施設として機能することを目的とします。

2 中長期計画

別表の通り、運営面や利用者サービスについて計画を立て、単年度の重点項目や日々の利用者サービスに取り組みます。（計画表参照）

3 重点項目 ※単年度運営指針

平成 29 年度における社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書を踏まえ、以下の取り組みを重点的に行います。

1. 利用者一人ひとりの尊厳を守り、利用者本位のサービス提供を実現するため、個別支援計画の策定と実際の支援に求められる技術の全般的なスキルアップを図る。
2. 法人全保護施設の総合入所受付・相談窓口の設置により、福祉事務所ケースワーカーとの連携を深め、法人保護施設入所及び地域移行の効率化をすすめる。
3. 生活習慣病予防等の取り組みを強化するとともに、後発薬品の使用促進と頻回受診の抑制に努め、医療扶助費の適正化に協力する。
4. 「地域における公益的な取組」の要件緩和に伴い、地域のニーズに応じた取り組みを積極的に推進し、法人・施設の存在意義を高める。
5. 地域の社会福祉協議会等の関係機関と協働し、生活困窮者自立相談支援事業を行うとともに、就労準備支援・認定就労訓練事業をさらに推しすすめていく。
6. キャリアパス制度構築に則り、職員一人ひとりの成長に向けて個別的に教育・研修計画を策定し、育成をすすめる。

4 地域移行支援の推進

循環型セーフティネット施設としておもに自立支援機能を高めるため、他法施策に基づく機関等との連携を深めること等により支援体制を強化し、利用者の地域生活移行を積極的に進めます。

【居宅生活訓練事業】

河内長野市内に訓練用住居を確保し、救護施設入所中に居宅生活に近い環境での生活を体験させると同時に、地域生活移行後の課題等についてアセスメントする機会を設けて、円滑に地域での生活に移行出来るよう支援します。

- ・訓練棟 : 河内長野市内に設置します（定員 3 名）
- ・訓練期間 : 原則として 6 ヶ月間です（最長 1 年間）
- ・状況確認 : 来所時および訪問により行います（随時）。
- ・その他 : 2 ヶ月に 1 回程度、調理実習を実施します。職員による献立チェックを行い、栄養バランス等について指導します。

【保護施設通所事業】

通所訓練及び訪問指導による支援を通じて、日常生活の指導等を行うことにより、退所後に安定した地域生活が送れるよう支援します。これらの支援を通じて、地域への移行促進と定着を図ります。また、

地域に居住する対象者を緊急に受け入れる必要が生じた場合に対応できるよう体制を構築し、利用者が地域で住み続けられるよう支援します。

この事業を近隣自治体に周知し、活用の促進を図ります。

内容「通所訓練」施設通所による、生活指導及び就労指導等

「訪問指導」居宅等へ訪問による生活指導等

【地域生活への移行促進】

地域生活への移行が見込まれる利用者については、居宅生活訓練事業、保護施設通所事業等を活用して可能な限り自立した地域生活が出来るよう支援します。地域生活に困難が想定される利用者については、本人の意向を踏まえた上で様々な要件を考量し、他の支援機関とも十分に連携して地域移行を図ります。

5 個別支援

利用者の支援は、個別支援計画に基づいて実施します。支援にあたっては、利用者の希望・要望、適性、障害等の特性その他の事情を踏まえ、利用者自身がエンパワーすることを意図して行います。支援は、原則としてPDCAサイクルで進めます。

【個別支援計画】

個別支援計画は、利用者の希望・要望を出発点として、これに専門的知見を加えて立案します。立案した個別支援計画は、緊急の場合等を除き、原則として、あらかじめ利用者本人の同意を得た上で実行します。個別支援計画の立案および実施プロセスでは、担当職員の他、必要に応じて、医師、看護師、栄養士等の専門職を加えてカンファレンスを実施し、支援に必要な情報の共有および専門的知見の集約を行います。支援計画は適切な時期にモニタリングし、実行状況の評価と計画の最適化を図ります。

6 日常生活自立支援

身体や精神の健康を回復し、自分自身で健康管理と生活の維持が出来るよう取り組みます。

【日常的な支援】

食事や入浴などの日常的な支援は、利用者各々の能力、障がいの程度、個別動作の状況を把握して確実にリスクを回避すると同時に、過剰介護により自立を阻害しないよう、アセスメントの結果を分析し、客観的根拠に基づいた支援を行います。

【苦情解決】

苦情申し立ては、利用者本人だけでなく、家族や本人の代理人からも受け付けます。また、個別面談や座談会などを継続実施して、利用者が直接口頭で相談したり意見を述べる機会を設ける他、引き続き職員の目に付き難い場所に意見箱を設置し、匿名でも苦情申し立てや意見を述べやすい環境を整備します。受け付けた苦情は、苦情解決の仕組みに沿って処理します。

【業務の効率化】

「福祉見聞録」等の支援ソフトを活用することにより、利用者に関する情報の確実な管理と共有を行い、サービスの向上を図ります。また、リスクに関しては統計的分析を行い、今後の事故防止に役立てます。

また、LAN内に設置した共通掲示板の活用により、生活福祉事業部内の情報共有を図ります。

7 社会生活自立支援

利用者が社会的つながりを回復・維持し地域社会の一員として充実した生活を送れるよう、利用者のニーズを取り入れたコミュニケーションの場作りや居場所作りを積極的に行います。

【レクリエーション、クラブ活動】

日々の生活を楽しみ、生活の活性化を図るため、様々なレクリエーションやクラブ活動を企画し参加機会を提供します。これらの実施にあたっては、参加者の年齢や障害の特性を十分に考慮して安全に配慮すると同時に、活動が参加者の身体・精神によい影響を与えられるよう内容を工夫します。

【家族等との連携・交流】

利用者が、家族等との関係を回復し、適切に維持できるように個別支援計画に基づいて支援する他、必要に応じて行事等の機会を用いて定期的に連絡を行い、関係の調整及び修復を図ります。

8 就労自立支援

生活自立、就労自立に向けて、これらの実現に必要な生活リズムや社会適応能力の回復、獲得を図ります。また、就労に向けた動機付けも行います。

【施設内作業訓練】

就労準備支援や就労訓練(中間的就労)において、利用者の特性や障がいの程度に応じた適切な訓練機会を提供します。

具体的な訓練科目として、現在整備されている簡易作業(内職)、清掃作業、喫茶作業の他、さらに多様なニーズに応じられるよう訓練科目の開発を行います。

【外部機関との連携】

施設内の支援策に留まらず、外部の就労支援策も活用するために、ハローワークやジョブコーチ等、外部機関との連携を図ります。

(重点項目)

法人の総合入所受付・総合窓口を通じて福祉事務所ケースワーカーとの連携を深め、入所者の確保及び地域移行の効率化を図ります。

9 危機管理

提供するサービスにおいて事故等を未然に防止できるように努めるとともに、万が一事故等が発生した際には、利用者の安全・安心に留意し、迅速かつ的確な対応を行います。また、防げるはずの事故等を予防することは、サービスの質の向上につながると

ともに、職員が安心して働き続けられる環境づくりにも結び付くことから、危機管理、リスクマネジメントに積極的に取り組みます。

【リスクマネジメント】

より質の高い施設サービスを実現するため、リスクの発生をあらかじめ想定し、KY活動によるリスク要因の収集を行います。収集された事故報告、リスク要因等を元に、迅速に事故またはリスクを分析し改善策の実行や業務マニュアルの見直しを行います。

【防災対策】

火災予防のため毎月1回防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。また、有事に備え備蓄食料や物品の確保・定期チェックを行います。

毎月1回 防災訓練等を実施し、昼夜を問わず様々な災害（火事・地震・津波等）状況において安全に確実に誘導・避難できるよう対策を講じるとともに訓練を実施します。

【防犯対策】

不審者の侵入を未然に防止する為に、万一の際に適切に対応できるようにするため、防犯研修の開催、施設設備の整備・施錠の日常点検、職員の巡回の励行等を行います。また、職員体制の整備、地域の関係機関との連携強化等を図り、利用者・職員の安全確保に努めます。

10 健康維持管理

利用者の健康維持は、利用者の権利を守り自立した日常生活を実現する上で欠かすことのできない課題です。利用者の意向を重視しながら、活発な日常生活を送ることができるように取り組みます。

【食事・栄養サービス】

日常生活において食べることは、健康の増進・体力の維持向上を図るとともに、楽しみの一つでもあります。栄養と嗜好を考えると同時に食事の雰囲気にも気を配り、四季折々に季節感ある食事を提供します。また、行事の際は可能な限り特別な献立を用意します。

- ・食事サービス会議を実施し、利用者のニーズを取り入れます。
- ・嗜好調査を年3回実施し、質の高い食事提供が行えるように努力します。
- ・食中毒防止に細心の注意を払い、衛生管理に努めます。

【保健・医療サービス】

春期、秋期に全員の健康診断を実施し、疾病の早期発見と早期治療に努めます。また内科や精神科の医師による健康相談の実施を通じて、心身の健康管理の支援を行います。常に情報収集に努め、最新の正しい知識を備え、利用者の健やかな生活の実現に尽力します。

- ・利用者の自立度等の状況に応じて、段階的な服薬

管理を行います。

- ・保健衛生懇談会を実施し、利用者に対する情報提供と保健衛生教育も実施します。

【感染症対策】

集団生活の特性を良く理解し、利用者相互、施設職員や出入りする関係者などが媒体とならないように、日頃の意識の向上や「うがい手洗い」を基本とし、消毒を徹底します。特に冬季のインフルエンザ・ノロウイルス等の感染症予防に努めます。

11 コンプライアンス（法令遵守）による高い信頼性の確保

法律や社会福祉法人及び社会福祉事業従事者に求められる倫理を遵守するとともに、施設運営上の情報を積極的に開示し透明性の高い施設運営を行います。

【個人情報保護】

個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを踏まえ、その取扱いに当たっては、法人が定める個人情報取扱規程及び法、基本方針及び本ガイドラインに示す項目のほか、個人情報保護又は守秘義務に関する他の法令等（関係資格法等）の規定を遵守し、個人情報の有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護することを目的として、適正な取扱いを徹底します。

【虐待防止】

身体的虐待・正当な理由のない身体拘束・性的虐待・心理的虐待・ネグレクト・経済的虐待等、利用者への虐待防止は、人権尊重や権利擁護の具現化のみならず、利用者へ安全と安心を提供する観点からも重要です。職員に対して定期的な研修を実施する他、「虐待防止チェックリスト」を活用して利用者に対する虐待の防止、早期発見、早期対応を行います。また生活を支える拠点として、地域における虐待防止等の実践にも積極的に取り組みます。

【プライバシー保護】

利用者自身が個人の秘密を「他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由」が保障されるよう、研修等を通じて職員の知識や技術の向上を図るとともに、可能な限り設備の整備を進めます。

【人権への配慮】

利用者の人権を守り権利擁護の視点に立ったサービスを提供します。施設内外の研修も活用し権利侵害などが起こらないよう徹底し、利用者が快適で自立した日常生活が送れるようにします。

- ・事理弁識能力の低下により自己の選択による決定では十分に権利が守れなくなったとみられる利用者については、成年後見制度等の利用も検討します。

12 情報公開

施設の運営や利用者支援に関する情報公開を進め、適正な運営を担保し、利用者支援の質の向上を

図ります。情報公開については、施設から発信する他、第三者評価機関における結果公表等の方法により行います。

【ホームページ】

施設運営、財務状況、利用者支援、苦情の解決状況の報告等について情報発信します。

(<http://minatoryo.or.jp>)

【広報誌】

利用者、家族、地域等に向けて、施設の状況を発信します。発行は定期的に行います。

13 「地域における公益的な取組」

地域の福祉ニーズを把握し、救護施設の運営で培ったさまざまなノウハウを活かして、地域で障がいや生活困窮者等のため課題を抱える方々への相談や支援を行います。これらを通して施設の機能を地域へ還元します。

この取り組みは、全国救護施設協議会「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針＜第2次行動指針＞」を踏まえて行い、その達成度を高めます。

【総合福祉相談窓口】

相談支援員を配置し様々な相談に応じます。施設所在地の自立支援機関や社会福祉協議会、コミュニティソーシャルワーカー等と連携を図りワンストップでの支援を行います。

・相談窓口連絡先：0721-62-2382

【一時生活支援事業】

施設機能を活用し、住居の無い生活困窮者への一時宿泊提供や、食材の支援等を行います。

【体験入所】

施設入所を希望される方に対して無料で体験入所の機会を設け、施設の環境を把握してもらうとともに、入所に対する不安の軽減を図ります。

【認定就労訓練事業】

認定事業所として、就労準備支援事業や、就労訓練事業（中間的就労）を実施し、生活リズムの構築や就労に必要な知識向上を行います。

・別途、事業計画あり

【その他の生活困窮者自立支援事業への取り組み】

学習支援事業

貧困の連鎖を防止するため、高校進学に課題のある子どもに対して、学ぶことのできる場の提供、補助学習や学習への動機付けを含めた学習支援を行い、対象者にあった高校進学及びその後の円滑な学習生活を実現する子供が学習に取り組める場を提供します。また、日常的な生活習慣、居場所づくり等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

家計相談支援事業

生活困窮者が自ら家計を管理できるよう相談支援を行います。必要に応じて関係機関と連携し、早期に生活再生できるよう支援します。

【指定避難所（福祉避難所）】

河内長野市と福祉避難所の設置・運営について協

定を結んでいます。同市から要配慮者等の受入要請があった場合には、この協定に基づいて市民が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるよう努めます。

14 施設機能の開放

施設を地域の社会資源として開放し、設備・備品等の貸出やボランティア活動等社会参加機会の提供を通じて、積極的な交流・相互学習の機会を設けます。また、専門職養成課程の実習生等を積極的に受け入れて、地域における将来の社会福祉の増進にも寄与します。

【ボランティアの受け入れ】

ボランティアを受け入れる事により、施設への理解を得るとともに施設の活性化、地域社会との接点、交流の機会の増加が期待されるような関係づくりを目指していきます。

【退所者の生活援助】

退所された方が地域社会で安定した自立生活を送るために、生活の各般にわたる相談や支援を行います。退所者は地域関係者と位置づけ、施設行事への招待や情報提供によりバックアップ機能を担います。

【地域との連携】

施設も地域の一員であることから、社会福祉協議会や民生委員、近隣住民（会社）等と連携を図り、地域にある福祉ニーズの発見に努めます。また、施設で実施される研修会に地域関係者が参加できるように配慮を行います。

【実習生の受け入れ】

地域の社会福祉の増進に繋げることをねらいとして、国家試験受験資格取得のための社会福祉現場実習等（介護実習を含む）及び大学等の卒業単位取得のための体験学習等の受け入れを行います。これらの実習または体験学習の機会を提供します。

（1）社会福祉現場実習・介護実習

- ①相談援助実習、介護実習を通して、相談援助または介護の技術に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術を体得すること。
- ②社会福祉専門職に求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等に総合的に対応できる能力を習得すること。
- ③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解すること。

（2）「介護等の体験」

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律による「介護等の体験」については、同特例法及び教育職員免許法に定める「人の心の痛みのわかる教員、各人の価値観の相違を認められる心を持った教員の実現に資すること」に加えて、社会福祉専門職および専門機関としての社会福祉施設の働きや機能の概要を知る機会を提供することを目標とします。

15 外部評価への取り組み

所轄庁による指導監査の他、法人内の他施設職員による内部監査、監査法人による外部監査、施設サービスの自己点検及び第三者評価を通じて、施設運営と利用者支援の質の向上に取り組み、これらにより「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指します。

【内部監査】

法人内の他施設職員により相互に施設の状況をチェックすることにより、業務の適正化および向上に努めます。

【外部監査】

監査法人による外部監査を実施し、会計の透明性を確保し社会的信頼を担保します。

【第三者評価及び自己点検】

定期的に第三者評価を受審し、サービスの質の点検を行います。受審結果を踏まえ、サービスの向上を図るとともに、定期的に自己点検を行ってよりよいサービスが行えるよう業務を見直します。

- ・受審証明書有効期限：平成32年4月25日

16 職員に関すること

利用者との信頼関係は、施設全体が満足度の高い支援を行うために大変重要と考えます。職員一人ひとりがチーム（施設）の一員であるという前提に立ち、専門職であると同時に、組織人として一致した行動ができるよう、情報の共有とOJT・off-JTを組み合わせた研修を実施し、常に業務を改善する意識を持った職員育成を行います。

【人材育成】

利用者に対して満足度の高い支援を行うために、内外の研修機会を活用し、職員各々の能力開発を行います。社会福祉施設従事者として、専門性を高めるため、社会福祉士、介護福祉士等の有資格者を可能な限り育成します。また、法人意向調査や施設長面接を通じて、自己啓発力を高め、自らの課題に目標を持って取り組むことができる職員を育て、人間的な成長を促します。

【研修】

社会福祉施設の職員としての価値・倫理を身に着けるための、内部的な研修を充実させます。また、段階的に外部研修へ参加させるとともに、自発的な学習を奨励します。これらを通じて、利用者の権利を擁護し利用者満足度の高い福祉サービスの実現を図ります。また、専門的な知識の充実を図るために専門資格の取得を奨励・援助します。

①プリセプター制度

新任職員の育成のため、先輩職員による業務指導を始め、様々な場面で精神面のサポートも行いながらスキルアップを図ります。また、先輩職員の業務の振り返りの場とすることで自己研鑽に努めます。

②施設外研修

初級職員・中級職員・上級職員・監督者・管理者の5つの階層別に研修計画を作成し、全国・近畿救護施設研究協議会、大阪府・大阪市社会福祉協議会等主催の研修に参加し、各職員に必要とされる知識の向上に努めていきます。

なお、権利擁護に関わる外部研修には階層に関わらず積極的に参加していきます。

③施設内研修（職員研修会）

職員の資質向上と問題意識の整理、福祉サービス提供に対する役割の自覚等を、研修を通して学ぶとともに、外部研修に参加した職員による伝達研修の実施により、その定着を図ります。おもに人権・虐待防止など権利擁護に関わる研修を実施します。

【諸会議】

①職員会議（月1回）

施設運営上の基幹となる会議として開催し、組織の意志と方向性を周知・徹底するという重要な機能を果たしています。施設の運営方針や社会福祉の現状や今後の動向等についても積極的に情報を提供し、施設長の考えや方向性も提起しながら職員全員の相互の意見交換を通して協力し合う場を提供しています。

会議のテーマ

1. 事業計画（行事）の検討・見直し・改善
2. 施設運営（サービス全体について）
3. 各部署からの報告
4. 施設長の考え、方向性の確認
5. その他、緊急課題

②主担会議（月1回）

各部署間の情報交換、連携強化を目的に開催します。

③入所検討会議（随時）

入所希望者の受け入れ可否について協議します。

④個別支援計画策定会議（月1回、及び随時）

個別支援計画の策定、見直し案等を協議します。

⑤作業連絡会議（月1回）

作業の開発、提供等を協議します。

⑥医療連携会議（随時）

医療知識の獲得、医務と各部署の連携強化を主旨として開催します。

⑦食事サービス会議（月1回）

利用者の食事に関する意見交換を行います。

⑧利用者サービス改善検討会議（月1回）

支援方法や手順等、利用者サービスに直結する全ての問題を検討します。

⑨防災会議（月1回）

防災意識の向上、避難訓練の企画・実施の他、施設の防災に関するすべての問題を協議します。

⑩苦情解決委員会（定例年1回及び随時）

施設のサービスに対する苦情の受付と解決を行い

ます。苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員で構成します。

- ⑩虐待防止委員会（定例月1回及び随時）
虐待発生時にその対策等を検討します。平時には虐待防止研修の企画・運営を行います。
- ⑪リスクマネジメント委員会（月1回及び随時）
事故やヒヤリ・ハットの分析と対応を行います。事故防止に関する研修を企画・運営します。
- ⑫マニュアル整備検討委員会（随時）
マニュアルの管理更新及び必要な協議を行います。
- ⑬感染症予防対策委員会（月1回及び随時）
インフルエンザ等感染症の予防及び発生時の対策を協議します。
- ⑭衛生委員会（月1回）
職場の衛生に関することを調査し審議し事業者に意見を述べます。
- ⑮ミーティング（全体・フロア別）（毎日）
利用者の日常に生起するサービスの諸問題を報告・検討します。職員間の連絡調整を行います。
- ⑯法人内施設連絡会議（随時）
法人内施設の問題や課題、財務状況、職員の配置等、各施設の運営状況について認識の統一化を図り、改善策等について検討していきます。
- ⑰事業部長会議（随時）
生活福祉事業部、介護保険事業部における課題や問題について調整を図り、法人運営を円滑に遂行していくために行います。
- ⑱生活福祉事業部会議（毎月1回）
事業部共通の課題や問題、支援方針、各施設の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。
- ⑲法人内主任会議（隔月）
救護・老人の種別を超えた施設現場レベルでの課題や問題、支援等の運営状況について共有化を図り、改善策等について検討していきます。また、必要に応じて管理者による研修会を実施し、中間管理職としての意識の向上を図ります。
なお、種別会議では、法人内の救護施設における業務の標準化を行うために検討を行います。
- ⑳法人内栄養士会議（隔月）
利用者の健康・栄養状態の管理向上を図ることを目的として各事業所間での情報交換を行います。また、安心してバランス良くおいしく食べられる食事の提供を目指し、生活習慣病予防に取り組みます。
- ㉑法人内事業計画策定委員会（随時）
法人の「理念・基本方針」や社会福祉情勢の動向を把握する中で、策定委員会を設置し全職員参画により検討していきます。予め策定スケジュールを定め、計画・実行・評価・見直しを行い、事業計画書作成のプロセスを検討していきます。
- ㉒法人内キャリアパス委員会（隔月）

職位や職務に就任するために必要な業務経験とその順序や配置異動のルートを設定し、人材育成・確保のため制度を構築していきます。

- ㉓法人内マニュアル委員会（隔月）
事業部の施設運営・支援サービスの統一化を図るため、マニュアルの整備・検討を行います。

【福利厚生】

福利厚生センター等を積極的に利用し、職員の健康管理やレクリエーション面の充実を図り、職場環境の質的な向上を目指す中で利用者の自立支援に有為なマンパワーの確保に努めます。

17 平成30年度の数値目標

救護施設が地域の社会資源として役割を果たしていること、循環型施設として機能していること、利用者の社会参加機会を保障し自立助長に取り組んでいることをはかる指標として、定員充足率、地域移行人数及び施設独自の取り組みとして平均在所期間、作業参加率についてそれぞれ数値目標を定めて取り組みます。

①充足率

救護施設は行政の実施計画等に基づいて整備されています。このため、その定員と地域の社会福祉ニーズの間には相関関係があります。したがって、施設の定員充足状況は、救護施設が地域の社会資源としてどの程度役割を果たしているかを測る指標として、一定の意味を持つと考えられます。

みなど寮では、今年度も予備面接や見学の機会を頻回に設ける等、現在の取り組みに加えて、多様化するニーズに対応できる支援スキルの習得等を行うことにより実践力の向上を図り、対象者を積極的に受け入れます。これらにより、本年度定員充足率（年度内各月初日の入所（利用）人員の合計を12で除して得た月平均入所（利用）人員／取扱定員）100%を目標とします。

②地域移行人数及び平均在所期間

救護施設に求められる役割は、社会・経済状況とともに変化しています。近年特に重要性が増しているのは生活困窮者に対する自立支援です。全国救護施設協議会も平成26年度～平成27年度における重点的取り組みとして「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」を掲げて、すべての救護施設に積極的な取り組みを求めています。この方針は同指第二次行動指針にも引き継がれています。その中で、全救協は救護施設が生活困窮者の自立支援に主体的に関わることで、最後のセーフティネットであると同時に自立支援を行う施設でもあること謳っています。また、厚生労働省の生活保護法保護施設指導監査指導要綱に、居宅生活や他法施設への受け入れを検討することが示されてから、入所期間についても短期化を目指す方向になっています。

みなど寮では、これらのことを踏まえ、通所事業、居宅生活訓練事業をより活発に行い、生活困窮者に

対する自立支援を新たな核とした地域移行支援を積極的に推進すると同時に、施設独自の目標として入所期間を適切に設定し「循環型セーフティネット」施設としての機能を強化することを目指します。個別利用者については、特に入所時のアセスメントで地域移行が見込まれる場合、これを目標とした個別支援計画を作成し、地域移行に力点を置いた支援を行います。その進捗の指標として、地域移行人数について15名を目標として設定します（地域移行者の定義は全国救護施設協議会「救護施設が取り組む生活困窮者支援の第二次行動指針」による）。また「循環型セーフティネット」化の指標として、施設独自に平均在所期間を目標に掲げて取り組みます。平均在所期間は8年0か月（平成29年度の平均在所期間に過去5年間の平均短縮率95.84%を乗じた数）を目標とします。

③作業参加率

救護施設は、利用者が機能を回復し、又は機能の低下を防止するための訓練又は作業に参加する機会を設けることとされています（大阪府保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 第19条第2項 平成24年11月1日 条例第102号）。その進捗の指標として、作業参加率（年度内各月の作業参加人数（還付金が支給された人数）の合計／年度内各月初日の入所（利用）人員の合計）50%を目標とします。

中長期計画

項 目	中期（平成 28～32 年）	長期（平成 33 年～37 年）
運 営	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した利用率維持 ○施設運営状況の透明性の更なる向上 ○第三者評価の定期的受審によるサービス見直し・向上（毎年の自己点検） ○建物・設備の改修時期・費用の算出（修繕計画の作成及び点検） 	<ul style="list-style-type: none"> ○コンプライアンスの徹底 ○建替え資金等の計画的積立 ○地域公益活動への再投下
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○人権を尊重した支援、利用者主体の個別支援の推進 ○地域生活移行支援充実 ○生活困窮者自立支援の推進 ○安心・安全なサービス提供の継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活困窮者自立支援活動の継続 ○個々の求める自己実現の追求 ○良質なサービス開発・実施
地域への公益活動	<ul style="list-style-type: none"> ○みなとフェスティバル、清掃活動の継続 ○地域ニーズの把握 ○河内長野市社会福祉施設連絡会を中心にしたネットワークの強化 	<ul style="list-style-type: none"> ○地域公益活動の拠点 ○地域コミュニティの活性化・地域自治の推進活動
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉人材（介護職員）確保の促進 ○プリセプター制度の内容強化 ○研修（OJT・OFF-JT）計画の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○専門的知識の向上 ○知的探究心の強い職員の育成
建物・設備	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、設備の修繕・維持管理及び備品更新計画の立案と実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○建物、設備の修繕計画の実施 ○備品の計画的更新

年間行事予定

	行 事
4 月	お花見
5 月	イチゴ狩り
6 月	日帰りレクリエーション
7 月	林間学校
8 月	盆踊り・納涼カラオケ大会
9 月	みなとフェスティバル・敬老祝賀会
10 月	作業従事者食事会
11 月	野外生活訓練・救護施設合同文化事業
12 月	もちつき
1 月	新年祝賀会・初詣・元旦行事・書き初め大会・新春カラオケ大会
2 月	豆まき・伊勢参拝任意旅行
3 月	日帰りレクリエーション
定 例	利用者懇談会、ビデオ上映会、誕生会、各種クラブ活動

健康維持管理年間計画

	特別献立	栄養サービス	保健衛生
4月	創立記念日、お花見、昭和の日		
5月	憲法記念日バイキング、端午の節句、母の日		春期健康診断
6月	虫歯予防デー、父の日	残菜・嗜好調査、視聴覚指導、食中毒防止強化月間	歯科講習懇談会
7月	七夕、海の日、土用の丑	食中毒防止強化月間	
8月	お盆バイキング	食中毒防止強化月間	夏季疾病予防指導
9月	防災の日、みなとフェスティバル、敬老の日、お月見、秋分の日	食中毒防止強化月間	服薬自主管理者懇談会
10月	体育の日	残菜、嗜好調査、視聴覚指導	秋期健康診断
11月	文化の日、勤労感謝の日		冬季疾病予防指導
12月	冬至、天皇誕生日、クリスマスバイキング、もちつき、年越し	食中毒防止強化月間	インフルエンザ予防接種
1月	おせち、七草粥、小正月	食中毒防止強化月間	肺炎球菌予防接種
2月	節分、建国記念日、バレンタインデー	残菜、嗜好調査、食中毒防止強化月間	肥満度チェック
3月	ひな祭り、ホワイトデー、春分の日	治療食懇談会	治療食者懇談会
定例	誕生日会(毎月)、鍋料理(11月、2月、3月)、選択献立(週1回)	献立会議(毎週)、食事サービス会議(毎月)、調理勉強会(毎月)、害虫駆除(毎月)	嘱託医健康相談 視聴覚指導(6月・10月)

危機管理対策年間計画

	防災・防犯訓練	その他
4月	防災訓練(通常訓練)	消防計画・非常災害対策計画 (消防立ち会い・水消火器使用)
5月	防災訓練(通常訓練)	
6月	自然災害防災訓練(台風想定)	視聴覚指導(ビデオ)
7月	防災訓練(夜間想定)	防犯研修(施設内研修)
8月	防災訓練(地震想定)	
9月	防災訓練(通常訓練)	訓練実施報告書を河内長野消防へ提出
10月	自然災害防災訓練(台風想定)	視聴覚指導(ビデオ)
11月	防災訓練(通常訓練)	秋季全国火災予防運動
12月	防災訓練(通常訓練)	年末年始災害防止特別警戒

1月	防災訓練（地震想定）	年末年始災害防止特別警戒
2月	防災訓練（夜間想定）	
3月	防災訓練（通常訓練）	
定例		消防設備自主点検（年2回） 防災会議（月1回） 防災設備自主点検（月1回）

クラブ活動計画

	美術クラブ	陶芸クラブ	レクリエーションクラブ
項目	<p>【目的】健康増進および日中の活性化を目的として実施する。</p> <p>【内容】上記目的のため、ぬりえ・はり絵を中心に行う。</p> <p>【予定】下記のとおり、毎週木曜日15時30分頃から活動する。</p> <p>【備考】①翌月の製作準備を行い、毎週の担当者に引き継ぎを事前に行う。 ②毎月の製作の完成品は、翌月の誕生会の飾りとして使用する。 ③フェスティバル時に、毎月作成した作品を全て展示する。</p>	<p>【目的】自分の手を動かして作品づくりにチャレンジする。また作品をバザーなどで商品にすることで製作意欲を引き出す。</p> <p>【内容】粘土の精土から、焼成までの行程を当施設で行うことが可能であり、利用者がそれぞれ得意な作業を講師指導のもと楽しみながら仕上げていく。</p> <p>【予定】下記のとおり毎週木曜日午後活動する。</p> <p>【備考】・講師：西浦先生 ・その他 市民祭り、バザー、夏祭りなどで実際に販売を行っている。</p>	<p>【目的】施設生活において、利用者のコミュニケーションの活発化、生きがいの創出によって、生活の質（QOL）の向上を目的として実施する。</p> <p>【内容】上記目的のためゲーム機Wiiを使用し、ゲームの要素を取り入れた活動を行う。</p> <p>【予定】下記のとおり、毎週土曜日午後活動する。 夏ごろ、花火大会を行う。</p> <p>【備考】・毎週日曜午後に行うビデオ上映会の上映スケジュールを作成する</p>
備考	毎週木曜日 15:30～	毎週木曜日 13:30～	毎週土曜日 13:30～
	音楽クラブ	習字クラブ	手芸クラブ
項目	<p>【目的】日中活動の余暇支援、他利用者との音楽を交えての交流。</p> <p>【内容】カラオケを行う。 合同文化事業の練習。</p> <p>【予定】下記の通り、毎週日曜日の午後15:30～活動する。</p> <p>【備考】準備は職員で行い、リクエストの曲は職員で予約を行う。</p>	<p>【目的】日中活動の充実と利用者同士の交流。</p> <p>【内容】上記目的のため毛筆と硬筆を行う。</p> <p>【予定】下記のとおり、毎週土曜日午後3時30分から活動する。 正月には書き初め大会を実施する。</p> <p>【備考】・片付けから準備までを利用者主体に活動できるよう、担当職員は側面的にサポートする。</p>	<p>【目的】日中活動の充実・バザーに出品する事で作品の出来映えの向上を目指す。</p> <p>【内容】季節応じた展示作品の作成や、バザーへ出品するための作品を作成。自由作品も取り入れながら技術の向上を目指す。</p> <p>【予定】下記の通り毎週日曜の午後からの活動を主とする。</p> <p>【備考】・作成に当たり、型取りから裁断に至るまで個々に行って貰えるように支援していく。</p>
備考	毎週日曜日 15:30～	毎週土曜日 14:00～	毎週日曜日 14:00～

施設内研修計画

	内 容	対 象
4月	新任職員研修	新任職員及び年度途中採用者
5月	個別支援研修	全職員
6月	防犯研修	全職員
7月	食中毒予防研修	全職員
8月	リスクマネジメント研修	全職員
9月	労働安全衛生研修	全職員
10月	利用者サービス検討改善会議の取り組みについて	全職員
11月	「地域における公益的な取組」研修	全職員
12月	腰痛予防研修	全職員
1月	人材育成研修	全職員
2月	通所事業及び生活困窮者自立支援事業研修	全職員
3月	虐待防止研修	全職員

公益的な取り組み一覧

	公益的な取り組み	地域交流	施設機能の開放
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就労訓練の受け入れ ・ 体験入所 ・ 自立相談支援機関との連携 ・ 近隣排水路清掃 ・ 観心寺の清掃 ・ みなとフェスティバル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ みなとフェスティバル ・ 定例地域連絡協議会 ・ 延命寺春のチャリティー会 ・ 楠台夏祭り ・ 川上小学校運動会 ・ 川上小学校交流会 ・ くすのかホールまつり ・ ファインエリアフェスティバル ・ 延命寺秋のチャリティー会 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育実習受け入れ ・ ボランティア受け入れ ・ 職場体験 ・ 介護等体験実習（随時） ・ 内定者職場研修（随時）
備 考	総合福祉相談（随時） 一時生活支援（随時）	入浴サービス（週/1回） ショートステイ（随時） 一時保護（随時）	

平成30年度 生計困難者に対する相談支援事業 事業計画書

社会福祉法人みなと寮

1. はじめに

救護施設みなと寮は、第二種社会福祉事業「生計困難者に対する相談支援事業」を実施する。

この事業は、社会福祉法人として目に見える形で公益活動を実践するため、地域の援護を必要とする方に対する相談活動を活発化し、関係機関との連携を十分に行い、相談活動を行う中で、援護を必要とする方の心理的不安の軽減を図り、また必要な制度、サービスにつなぐこととする。そして、生活保護等の既存制度では対応できない方で、経済的困窮により医療や介護等の必要なサービスの利用が阻害されている方がいる場合、その費用等の全部または一部を支援する経済的援助を行う。

2. 総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）の配置並びに総合生活相談活動

本事業を実施するために、当施設に総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、地域で生活課題を抱える方の相談が起こった際に対応し、課題の解決に努める。

3. 経済的援助

援助を必要とする方からの相談を重ねる中で、経済的援助の必要性を判断した総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談内容に関する資料を作成し、施設長に報告するものとする。施設長は、総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）からの報告に基づき、経済的援助の可否を決定する。

4. 研修会等への参加

総合生活相談員（コミュニティソーシャルワーカー）は、相談援助技術の向上を目的に、各種研修会等に参加する。

- ① コミュニティソーシャルワーカー養成研修会
- ② コミュニティソーシャルワーカースキルアップ研修会
- ③ 相談援助技術研修会
- ④ その他、本事業実施にあたり必要な研修会

平成30年度 生活困窮者就労訓練事業 事業計画 (生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な人に対し、就労の機会と必要な訓練等を提供する「就労訓練事業」（いわゆる「中間的就労」）について、生活困窮者が一般就労への移行へ向けて訓練計画を作成し実施する。

2. 就労訓練事業の対象者

就労訓練事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者であって、福祉事務所設置自治体より支援決定を受けた方を対象者とする。

3. 就労支援

就労訓練事業は、一般就労に直ちに就くことができない者に対し、本人の状況に応じ、就労の場を提供するものであるが、その最終的な目標は、対象者が支援を要せず、自立的に就労することができるように支援を行う。

このため、対象者の就労状況を適切に把握し、作業内容について助言を行うほか、自立相談支援機関とも連携の上、対象者が一般就労に就くことができるようにするための相談援助その他の支援を行うために下記の内容を実施する。

- ①就労支援プログラムを策定する。
- ②対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。
- ③自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行うこと。
- ④以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

4. 訓練の内容及び定員

対象者については、専門的な技能及び知識を持っていることや、それを生かした業務を行うことができる可能性は、一般的には低いと想定され、対象者の中には、一定の作業量を定時に行うことができない者が一定程度含まれ、対象者の個々の適性を把握した上で、必要に応じて既存の業務を分解すること等により、対象者の状態や就労訓練事業における就労形態（雇成型、非雇成型）に応じた施設内作業を分割して行う。

【訓練内容】

館内清掃、敷地内清掃、シーツ交換、配膳補助、農園作業など

【定員】

6名

5. 雇用関係の考え方

就労訓練事業における就労は、対象者の状態に応じた業務内容や、多様な就労の仕方が想定されることに鑑み、雇用契約を締結する場合（「雇成型」）及び雇用契約を締結しない場合（「非雇成型」）の双方の形態を対象者の状況に応じて実施する。

5-1 雇成型

雇成型の場合は訓練計画という形式ではなく、一般の労働者に求められるような一定期間（半期等）ごとの個人目標の形式で就労支援プログラムが策定され、これに基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による状況把握も、当該期間について実施する。（最低賃金の確保）

5-2 非雇成型

非雇成型の場合は就労支援プログラムが訓練内容を定めた計画（訓練計画）に基づき、就労支援担当者及び自立相談支援機関による定期的・継続的な状況把握を行い雇成型に結びつくよう支援を実施する。（インセンティブによる賃金の支払い）